3　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であって、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に関するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4　この法律の施行前に旧特別会計法第百八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六条及び第百八十六条第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5　前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一

二　国家公務員共済組合法別表第二

（国立国会図書館法の一部改正）

第二十八条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正）

第二十九条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、貿易再保険特別会計」を削る。

（地方税法の一部改正）

第三十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二第一項第二号及び第七十二条の十二第二号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第七十二条の二十四の二第三項第一号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、貿易保険業を行う株式会社日本貿易保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十五を乗じて得た金額による。

第七十二条の二十四の四並びに第七十二条の二十四の七第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「若しくは保険業」を「、保険業若しくは貿易保険業」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第七十二条の二第一項第二号、第七十二条の十二第二号、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項及び第二項並びに第七十二条の四十一第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新地方税法第七十二条の二十四の二第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第三十二条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（印紙税法の一部改正）

第三十三条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	会社法及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（貿易保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「日本貿易保険の成立の際」を「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の成立の際」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十五条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十六条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第三十七条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一